

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 9000

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 事業所における申立期間に係る標準賞与額を 19 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日
申立期間に係る賞与は支給されていたものの、事業主が届出を行って
いなかったため当該賞与の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書及び A 事業所から提出された申立人に係る平成 17 年分賃金台帳により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、平成 17 年 11 月 7 日から 19 年 3 月 9 日までの期間について、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上記免除に係る申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われなかったとしても、当該期間に係る標準賞与額は、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書における賞与額から、19 万 5,000 円とすることが必要である。

関東（新潟）厚生年金 事案 8996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月末まで、A 県 B 市 C 地区にあった「D 事業所」に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当該事業所では、仕事はパートのようだけれども社会保険は加入してくれるという話があり、社会保険料が給与から控除されていた。

厚生年金保険料が控除されていた資料は無いが、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 事業所の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業主は「申立期間当時、D 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、申立人は当該事業所の従業員は事業主を含め 4 人であったと述べているところ、当該事業所が法人事業所として届け出られた形跡も確認できないことから、D 事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったと考えられる上、オンライン記録により申立期間において、事業主が国民年金に加入していることが認められる。

さらに、申立人が記憶するただ一人の同僚もオンライン記録により確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 30 日から 64 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 4 月に A 社（B 社への社名変更を経て、現在は、C 社。）に入社し、同年 12 月末日で退職したところ、退職月である同年 12 月の厚生年金保険の記録が空白になっている。所持している「64 年 1 月分の給与賞与明細書」により、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた A 社の「昭和 64 年 1 月分給与賞与明細書」により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことは認められる。

しかしながら、C 社は、「当時の状況を知る者もなく、資料も無いので、申立人の申立期間の勤務実態等全て不明である。申立人から提出された給与賞与明細書により申立期間の保険料控除は確認できるが、資料が無いことから当該保険料の還付の有無についても不明である。」と回答している上、A 社の当時の事業主は、「本社が移転するごとに書類を整理して、必要のないものは処分しており、社会保険関係資料は 10 年で破棄している。資料が無いことから、申立人の申立内容を確認することができず不明である。」としている。

また、申立人の A 社 D 工場における雇用保険の離職日は、昭和 63 年 12 月 29 日となっており、申立期間に係る勤務実態が確認できない上、E 厚生年金基金から提出された「事業所別加入員記録・月額累計表」における申立人の資格喪失日は、同年 12 月 30 日となっており、厚生年金保険の当該記録と一致している。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 63 年 12 月 30 日であり、申立人の主張する同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

A職としてB社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A職としてB社に勤務していた期間に支給された申立期間に係る賞与の記録が無い。」と申し立てているところ、事業主は、「申立人はA職であり、A職には賞与は支給していない。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、申立人が提出した平成 15 年 8 月 14 日から 16 年 5 月 10 日までの期間の普通預金通帳の控えに申立期間の賞与が入金された記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 31 日

日本年金機構から年金記録確認の照会があり、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与の記録が漏れていることが判明した。賞与の支給額については、はっきりした記憶が無いが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から、平成 17 年 12 月 31 日に支給された賞与の記録が無い。」と申し立てているところ、事業主は、「賞与は現金支給であったが、申立期間の賃金台帳は既に処分しており、申立人に係る賞与の支給について確認できる資料は無い。」としており、申立期間における申立人の賞与の支給が確認できない。

また、申立人の申立期間中の住所は、B 県 C 郡 D 村であったところ、同役場では、申立人の平成 18 年度の所得証明について、親族の課税資料はあるものの、申立人に係る課税資料については、「提出できる資料は無い。」としている上、A 社の所在地の E 市においても「申立人の課税に係る資料は無い。」と回答していることから、申立期間である平成 17 年中の賞与等に係る社会保険料控除額が不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。